

(別添1)

令和2年度老人保健健康増進等事業

特定施設入居者生活介護等への訪問看護サービスの提供の
実態把握に関する調査事業

株式会社日本能率協会総合研究所

本事業では、特定施設入居者生活介護（以下、「特定施設」という。）において、医療ニーズがある利用者の状況を把握するとともに、これらの住まいで医療的ケアを受けるために重要な機能を果たす訪問看護事業所との連携状況、また利用している訪問看護事業所が提供するケア等の実態を明らかにするために、アンケート調査及びヒアリングを実施している。

アンケート調査の結果、特定施設における医療処置が必要な方の入居の受け入れについては、医療処置の内容によって受け入れるかどうか判断するとしており、2019年10月1日現在の医療ニーズがある入居者数は平均5.1人であった。夜間、看護職員がいない施設が多く、医療処置が必要な入居者を受け入れない理由として、夜間の看護職の体制をあげていたが、特定施設と訪問看護事業所の連携状況を、夜間看護体制加算算定や看護職員が行わない業務の連携先でみると、訪問看護事業所との連携は進んでいないことが明らかとなった。

ヒアリング調査からも、医療機関（往診医）と連携し、医師の指示の下、特定施設の看護職員が対応しており、特定施設の看護職員が対応できない場合には、往診医や往診医の看護職員が対応するため、訪問看護事業所との連携の必要性を感じておらず、連携が進んでいないことが明らかとなった。その一方で、訪問看護事業所との連携の必要性を感じている法人もあり、今後、訪問看護事業所との連携が増えてくることで、望ましい連携の在り方が明確になると思われる。

今後の特定施設や有料老人ホーム等と訪問看護事業所との連携のあり方について、アンケート調査及びヒアリングの結果を踏まえ、委員会で今後に向けた議論の視点について検討を行った。

挙げられた視点は以下のとおりである。

○日常的な医療ニーズへどのように対応するか

○看取り期の医療ニーズへどのように対応するか

○医療ニーズに対応するために人材をどのように確保するか

○期待される役割（制度下における特定施設の位置づけ）へどのように対応するか

地域包括ケアシステムの基盤となる高齢者向け住まいにおいて、医療ニーズが必要になった場合でも、本人が希望すれば生活を継続できるよう、医療と介護の両面で支える体制が整備されていることが望まれる。そのためには、それぞれの特定施設において、これらの視点について検討し、自らが設定した医療ニーズへのあるべき対応の姿を実現するために、どのような連携体制を構築しなければならないか検討することが求められている。